

政策名	発表機関	主な内容	実施期間
1 弘山市新エネルギーバスの応用と関連インフラの建設の補助金に係る改訂のお知らせ	弘山市発展改革局 弘山市財政局 弘山市住宅都市農村建設局	補助範囲： ①2017～2020年に同市で初めて登録された水素バスと純電気バス。 ②2016～2020年に同市の行政地域内に建設・検収されたバスの充電所と水素ステーション。 補助金基準： ①水素バスに対して、同市は国の補助金と同様な金額で市の補助金（以下、地方補助金）を提供する。純電気バスに対して、国の補助金額の50%を補助する。各レベルの車両購入補助金の総額（国補助金+地方補助金）は車両販売価格（国補助金+地方補助金+消費者支払金額）の60%を超えない。 ②バス充電所に対して、充電所の定格出力電力に基づいて建設補助金を与え、2016～2018年に建設・検収されたバス充電所は、直流充電杭が1kwに最高150円、交流充電杭が1kwに最高30円を補助し、2019～2020年に建設・検収されたバス充電所は、直流充電杭が1kwに最高250円、交流充電杭が1kwに最高40円を補助する。 ③水素ステーションに対して、水素添加エネルギーに基づいて建設補助金を与え、1日の水素ガスの供給量が350～500kgのオンサイト型水素ステーションに300万円、1日の水素ガスの供給量が500kg以上のオンサイト型水素ステーションに500万円の補助金を提供する。1日の水素ガスの供給量が500kg以上の移動式水素ステーションに200万円の補助金を提供する。各レベルの補助金の累計は水素ステーションの建造費用の60%を超えない。	2020年5月22日より5年間
2 弘山市燃料電池自動車の補助金に関する管理弁法	弘山市発展改革局 弘山市財政局	2017年1月1日～2020年4月22日まで、同市で購入または直接メーカーから購入し、同市で初めて登録され、かつ同市の補助金条件を満たした燃料電池自動車を対象に補助金を提供する。同市は国の補助金と同様な金額で市の補助金（以下、地方補助金）基準を確定する。各レベルの車両購入補助金の総額（国補助金+地方補助金）は車両販売価格（国家補助金+地方補助金+消費者支払金額）の60%を超えない。	2020年11月1日より5年間
3 弘山市新エネルギー物流車の運営を支援する補助金に関する管理弁法	弘山市交通運輸局	条件を満たす水素エネルギートラックに対して、以下の基準に従って補助金を提供する： ①4.5トン以下の水素トラックは1kmに1.5円、4.5～12トンの水素は1kmに2円、水素冷蔵車は1kmに2.3円の補助金を提供する。 ②車両1台当たりの補助金額計算式：補助金＝各種の水素トラック補助基準×当該車両の有効な運転距離数。上記3種類の車両の有効走行距離が5万kmを超えた場合、1車当たり年間最高補助金はそれぞれ7.5万円、10万円、11.5万円である。	2022年4月20日～2025年6月30日
4 弘山市南海区新エネルギー自動車産業を発展するための支援弁法	弘山市南海区政府	①条件を満たした同区で新規設立、既存の新エネルギー自動車企業が新規投資し、または既存の他分野企業が新エネルギー自動車に従事した場合、区内で生産経営と納税した上位100社の企業に最高500万円の補助金を提供する。 ②広東省新エネルギー自動車コア部品産業基地の中心エリア（丹灶）に新規進出した上位50社の新エネルギー自動車企業に工場・事務所などの賃貸料を補助する。 ③新エネルギー自動車産業企業が同区で本部拠点を設立・転入し、かつ区内で3年以上の新エネルギー自動車産業の生産・経営活動と納税することを承諾して、実際に投資すると、転入後の初年度売上高により最高300万円の補助金を提供する。上場した新エネルギー自動車産業企業が同区で本部拠点を設立・転入し、かつ区内で新エネルギー自動車産業の生産・経営活動と納税することを承諾して、実際に投資すると、1,000万円の補助金を提供する。	2022年7月1日～2025年8月30日
5 弘山市南海区水素ステーションの建設・運営及び水素自動車の運行の支援弁法の実施を延長する通知	弘山市南海区政府	水素ステーションの建設及び日常の運営に補助金を提供する。水素ステーションの建設補助金は同ステーションの水素ガスの供給量を基に補助金を提供する。水素ガスの販売価格は広東省燃料電池自動車応用示範都市群政策の要求を満たしたオンサイト型水素ステーションに、1kgの水素ガスに18円を補助する。移動式水素ステーションに、1kgの水素ガスに10円を補助する。	2024年1月17日～2024年12月31日
6 弘山市南海区新型エネルギー貯蔵ステーションの発展を支援する弁法（意見募集稿）	弘山市南海区政府	①2023年1月1日から南海区で新たに登録・設立された新型エネルギー貯蔵発電所の建設企業、または同区企業が既存の場所を改造して、本弁法の実施期間内に建設済み、かつ固定資産の投資総額は500万元以上に達するプロセスに対して、設備容量に基づいて1kwh最高180円の補助金を提供し、各プロジェクトの最高補助金は150万円。 ②新型エネルギー貯蔵産業がインフラ建設、民生サービス、日常生活などの面での応用を開拓し、2023年1月1日から本弁法の実施期間内に同区で建設済み、かつ固定資産投資額は500万円を超えないプロジェクトに対して、1kwh最高120円の補助金を提供し、各プロジェクトの最高補助金は25万円。 ③同区の新型エネルギー貯蔵産業連盟が産業チェーンの川上と川下間の企業、または関連科学研究機構との業務連携、研究開発、生産製造などの面で協力を求め、毎年連盟の仕事の状況を審査し、審査の状況に応じて最高30万円の補助金を提供する。	正式発表日～2026年6月29日